

西条市地域公共交通活性協議会規約 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域公共交通網形成計画（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</p>	<p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域公共交通総合連携計画（以下「<u>連携計画</u>」という。）の作成及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>連携計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</p> <p>2 前項の連携計画は、法律等の改正が生じた場合は、新法等の適用を受けた計画とする。</p>